

《議員公用車の見直し》

【制度の現状】

1 根拠規程等

- ・ 庁有車の運用に関する根拠規程は、次のとおり
都全体:「東京都自動車の管理等に関する規則」
議会局:「東京都議会議会局庁有車管理要綱」

ただし、上記のほか、専用車及び優先配車の取扱いについて、各期の始めに各会派幹事長による申合せを行い、会派幹事長専用車と優先配車の基準及び運用について規定

2 庁有車の台数

- ・ 議員が使用する庁有車は合計22台あり、その内訳は、正・副議長、会派幹事長が専用する「専用車」が5台、その他「共用車」が17台である。

※19期の配置内訳

専用車:正・副議長2台、会派幹事長3台(自民1、公明1、改革1)

共用車:会派優先車7台(自民4、公明2、改革1)、一般共用車10台

※執行機関の配置状況

知事1台 副知事4台 教育長1台 局長等25台 特別秘書2台

3 専用車

- ・ 専用車は、都議会における重要な職責を担う者が、その職責を全うできるよう、機動的な交通手段を確保することなどを目的とした庁有車である。

4 共用車

- ・ 共用車は、議員が公務を遂行する上で必要な、機動的な交通手段を確保することを目的とした庁有車で、「一般共用車」と「会派優先車」とに分けられる。
- ・ 会派優先車は、会派ごとに登録された重要な職責を担う議員が公務を遂行する上で使用することを目的として、共用車の一部を充てた形で運用している。

5 雇上車

- ・ 議員が公務遂行に当たり必要な場合で、庁有車が使用できないときは、雇上車(ハイヤー)を配車することとしている。

6 使用要領

- ・ 庁有車及び雇上車(ハイヤー)を使用する場合の基準、手続等については、議員の活動を踏まえ、議会運営委員会理事会の申合せに基づき、議長が定めた「都議会における公用車の使用要領」により運用されており、公務遂行上で必要な場合に使用している。

《議員の公務(例示)》

- ①都議会議長が主催する会議・行事等に参加する場合
- ②都議会議長の諮問に応じて、特定事項の検討を行う会議・研究会に出席する場合
- ③都議会として国会・政府その他関係機関への要請行動を行う場合
- ④都議会が行う広報事業、国際交流事業等に参加する場合
- ⑤各会派間等で都議会の全般的運営にかかる事項を協議するため参集する場合
- ⑥東京都及び都議会への賓客を接遇する場合
- ⑦議長会が主催する行事・会議に、都議会を代表して参加する場合
- ⑧東京都あるいは関係機関が主催する行事、会議等に参加する場合
- ⑨東京都以外の地方公共団体等が主催する行事に都議会を代表して参加する場合
- ⑩東京都の事業に関して執行機関及び関係機関等と協議を行う場合
- ⑪その他議会活動の上で必要とされる場合

7 配車責任者

- 各会派には、庁有車や雇上車(ハイヤー)の使用に関する会派内の取りまとめ役として、「配車責任者」を置くことになっている。
- 配車責任者の役割は次の3点である。
 - ①会派所属議員による庁有車及び雇上車(ハイヤー)の使用状況を把握すること
 - ②使用終了後に使用内容を確認すること
 - ③その他、会派内における要領の適正な運用に努めること

8 これまでの議論の経緯

- 公用車の使用については、これまで次の議論がなされている。
 - ①「都議会の改善を進める研究会(第二次)最終報告」(平成7年8月)
 - ・公用車の使用について、各議員は使用目的が公務であることを強く自覚した上で使用するべきである、との意見の一致をみた。
 - ②「各派幹事長会・議運理事会」(平成9年11月)
 - ・「都議会における公用車の使用要領」を決定(公用車の使用基準等を規定)
 - ③「各派幹事長会」(平成11年10月)
 - ・「都議会における公用車の使用要領」を改正(配車責任者の役割を強化)
 - ④「都議会のあり方検討会(第9回)」(平成12年11月)
 - ・公用車の台数、使用方法に関する議論がなされた。

9 予算・決算(人件費除く)

平成27年度予算 124百万円 平成27年度決算 105百万円
※運転職員15名

【課題】

- 各会派による公用車に係る意見が相違する中で、各会派幹事長による申合せがなされていない。

【協議が必要な事項(論点整理)】

1 廃止の規模

- (1) 正・副議長車について
- (2) 専用車(会派幹事長車)について
- (3) 会派優先車について
- (4) 共用車について
- (5) 雇上車(ハイヤー)について

2 今後の運用のあり方

- (1) 更なる適正な運用に向けた会派(配車責任者)の取組について
- (2) 透明性の確保について(運転日誌の公表、記載内容の見直し等)
- (3) 公務の範囲について